

IMO漁船安全条約議定書の改正概要

「1977年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する1993年のトレモリノス議定書の規定の実施に係る2012年のケープタウン取極案」

➤適用対象

- ・批准国EEZ等を超えて操業する24m以上の漁ろう船に適用
- ・24mについては読替規定(国際トン数300トン(国内トン数:概ね189トン))を導入

➤検査間隔

毎年検査による方法、もしくは、5年に2回(我が国の検査方法)のどちらかを選択することが可能

➤救命関係、防火構造等(新造船に適用)

国際トン数950トン(国内トン数:概ね660トン)以上3,000トン(国内トン数:概ね2,000トン)未満の大型漁船(海まき、遠洋トロール等)を対象に救命艇を片舷に設置することが可能(93年議定書は両舷)

➤無線設備(既存漁船にも適用)

国際トン数950トン以上の大型漁船のみに適用。既存漁船は、現在搭載されている無線設備の継続使用が可能

➤無線従事者の配乗(既存漁船にも適用)

国際トン数950トン以上の大型漁船のみに適用

➤批准後の経過措置

現存船への適用に関して、救命設備、訓練、航海設備については5年間、無線通信関係については10年間の経過措置を設ける